

「すこりん」使用規程

〔 令 和 5 年 4 月 1 日
成 育 局 母 子 保 健 課 課 長 決 定 〕

1. 使用の趣旨

健やか親子21の普及啓発に資するために使用するものとする。

2. 使用の範囲

(1) こども家庭庁が健やか親子21に関する普及啓発のため作成する以下のもの

ア ポスター

イ パンフレット

ウ シール

エ 健やか親子21ホームページ

オ その他普及啓発のためのもの

(2) 国、地方公共団体、健やか親子21推進本部参加団体及び応援メンバーが健やか親子21に関わる普及啓発に活用するもの

(3) 上記(2)以外の団体であって、健やか親子21の趣旨を踏まえた活動をしているものが、その普及啓発に活用するもの

3. 使用期限

成育医療等基本方針を踏まえた計画期間とする。

4. 使用基準

(1) 国、地方公共団体、健やか親子21推進本部参加団体及び応援メンバー等が行う「健やか親子21」に関する普及啓発に活用しようとするもので、次の条件をすべて満たす場合に使用することができるものとする。

① 健やか親子21の普及啓発に資するものであること。

② 営利を主たる目的としないこと。

③ 特定の企業、商品の宣伝等に使用されるものではないこと。

④商品・サービス等の品質や安全性を保証する目的で使用されるものでないこと。

(2)「2. 使用の範囲(3)」に該当する団体が「すこりん」を使用する際には、こども家庭庁成育局母子保健課に対し申請しなければならない。申請時に団体の活動内容、組織についての詳細を併せて提出するものとし、こども家庭庁成育局母子保健課において使用の許可について審査、判断するものとする。

(3)シンボルマークを使用する際、カラーで使用する場合は、色は変えないこと。ただし、カラーが不適当な場合は、モノクロの使用も可能とする。

5. 使用料

「すこりん」の使用料については、無料とする。

6. 規定の改定

本規定は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

7. その他

この規定は令和5年4月1日から施行する。